

規 則

「千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年5月24日

千曲市長 小川 修 一

千曲市規則第14号

千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成15年千曲市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第3項」を「次項」に改める。

第6条中「、第7条」を「、次条」に、「（第7条）」を「（同条）」に、「（第9条）」を「（同条）」に改める。

第8条第2項第1号中「（第3項）」を「（次項）」に、「当該育児休業の承認に係る期間（第3条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業）」を「同条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業をしている職員」に改める。

第9条の2第1項第1号から第3号までの規定中「100分の48.5」を「100分の48.75」に改める。

第11条中「第41条第1項」を「同条例第41条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和6年4月1日から施行する。